

○議長（中島清晴君） 議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君） ないようですので、議員間討議を終わります。

これより討論を行います。発議第15号について討論はありませんか。

〔5番 植松泰之君登壇〕

◆5番（植松泰之君） 発議第15号松阪市市民参加条例の制定について、真政クラブを代表し、反対討論をいたします。

本条例案は、提案者の説明によれば、先般2度目の否決をした市民まちづくり基本条例と趣旨を同じくするものであり、理念もそのまま踏襲したものとこのことでした。実際に各条文の内容を精査し、また本会議や総務生活委員会における議論からも、そのことは十分に確認できたところでもあります。それがつまり、市民の参加を促す条例、市民の参加をルールづける条例だと言いながら、中身はその市民自体を定義づけせず、定義づけしない一方で、殊さら松阪市に在住する住民以外の人たちの市政への参加を促しつつ、知らぬ間に善良な市民の方々が陽動されてしまうといった状況も生み出しかねない極めて危険な条例であるということです。地方自治体に対して、憲法が保障しているものは、住民自治であり、決して不特定多数の人たちの政治参画を規定したのではなく、本条例案は地方自治の本旨を大きく逸脱しております。

地方自治体においては、二代表制のもと、議会がその一翼を担い、議会制民主主義を大原則としながら、地方自治の実現を図っています。そのことを改めて議会みずからの意思として明文化したものが、昨年11月から施行されております議会基本条例です。そして、市民の方々の市政への参加の大切さを強く思うからこそ、議会基本条例では、そのことの重要性が語られ、具体的な市政への参加方法も規定されているのであって、一度として議会が市民の方々の市政への参加を否定したことはございません。

そもそも上位法である地方自治法において、直接請求という権利を市民の方々の政治参加の手法としてしっかりと保障しております。本条例案が議会制民主主義を補完するものだという提案者の説明は詭弁にすぎません。提案者はみずからが希望する結果にならなかったからといって、2度否決した条例と同じ趣旨、同じ理念の条例を提出することに対しては、議会意思というものを愚弄したもので、ひいては松阪市民の意思を無視した行為であるとも言わざるを得ません。松阪市民の強くかつ明確な反対意思を最大限尊重しなければならないことから、到底本条例案を受け入れるわけにはまいりません。

議員の皆様方におかれましては、以上申し上げました反対の趣旨にぜひとも御賛同いただきますことを切にお願い申し上げます。

〔5番 植松泰之君降壇〕

○議長（中島清晴君） 他に討論はありませんか。

〔17番 海住恒幸君登壇〕

◆17番（海住恒幸君） 先ほど植松議員から反対の討論があったわけですがけれども、提案者といたしまして、私のほうからは賛成の討論をいたしたいというふうに思っております。

おおむね総務生活委員会の中の議論でも行われたのでございますけれども、一つに、この市民参加条例は、憲法とおっしゃったか、地方自治法とおっしゃったか、ちょっと失念いたしましたけれども、その理念を大きく逸

脱するというふうに述べられている、そのように理解しておるわけですが、もう一度、私どもが提案させていただきました第1条、目的のところをしっかりとごらんいただきたいと思っております。すなわち、この条例は、市民が市政に関しみずからの自由な意思により伸びやかに意見や意思を表明し、市政に参加することができる権利を保障すること。住民自治を基調としつつも、多様な声が生かされる松阪市の自治を確保し発展させることを目的とする。すなわち、憲法第8条における地方自治の本旨の部分、第92条以降の部分でございますけれども、その中で、住民自治と団体自治とをうたっております。私どもの提案した参加条例のほうでは、住民自治を基調としつつもと表現した点において、憲法とそれに基づく地方自治法を最大限に反映させた、まず住民自治というものを重要視しております。そして、恐らく論点とされているのは、住民自治を貴重としつつも多様な声が生かされる松阪市の自治を確保し発展させることと言った点を言っていच्छるというふうに思うんですけれども、つまり、住民自治を基調としつつも多様な声、これは一体何であるかという点、松阪市の自治を確保する、これを言った点、松阪市の自治というのは、すなわち憲法で言うところの団体自治でございます。すなわち、先ほどは憲法ないし地方自治法を逸脱しているとおっしゃるんですけれども、私どもの提案した内容は、松阪市の自治を確保する。すなわち、住民自治と松阪市の自治、両方描いているわけなんです。つまり、団体自治というものです。団体自治とは、市長の意思形成、また議会としての意思形成、両方含まれているわけなんですけれども、その決定に当たっては、多様な声を生かし得る、多様な声を生かしてこそ、本当に正しい政策判断ができる。そのような願いを込めて描いたものであって、これは憲法も地方自治法も何ら逸脱していない、まさに地方自治の本旨の理念を具現する作業にほかならない、そういった点で多様な声と書いている。

そして、どうおっしゃられたかちょっと不明ですが、要するに、いろんな要素によって住民自治が本来主役であるにもかかわらず、それが引っ張られて誘導されていくのではないか、そのような懸念を先ほどの委員長報告のほうでも出ておりましたけれども、そんなことは決してない。なぜならば、最終的に決議するのは松阪市市議会にあるわけございまして、その形成過程の中にどのような意見が出ようと、それはよりよいものは採用し、誤った意見は其中で消去していくこともできる、修正を図る、それが討議という場であるわけです。広く市民的論議、討議の場というものを松阪市という自治の全体の中で確保していく、そういったために参加ということを広くうたっていく、最終的にそれを決議するのは議会、また市長の二元代表の場で行うことができる。そのような法律に基づく決定に対する責任というものは、法律によって委ねられているわけなんです。そういった過程の中にいかに広く市民が反映されていくことこそ、今回の意義でございます。その辺をどうか見誤りなくお願いしたい。危険とおっしゃられましたが、何ら危険でなく、本当に松阪市をよくしていくための条例でございます。

そして、先ほども議員間討議の中で、私が口火を切って皆さんの御意見もいただきたいと思ったんですけれども、その辺について意見はございませんでした。すなわち、市民参加条例をここで否定するということは、まちづくり基本条例の理念も否定するということになるわけです。そのような論理になっております。そうあってはならないと思っております。前回、まちづくり基本条例が否決されたのは、外国人を含む住民投票と市民の定義という問題でございました。そういう問題に関して、今回はクリアにできています。そういう条例において、しかもまちづくり基本条例においては、その2点しか否定されていなかったのに、まちづくり基本条例の理念まで否決されていなかったはずです。それを今回、この市民参加条例を否定することによって、まちづくり基本条例の理念まで否定される、そのような決定は、松阪市議会においてなされないことを祈念し、そしてまた、私どもの提案した条例に対して一人でも多くの皆さんの御賛同をいただきたい。私からの賛成討論といたしたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

〔17番 海住恒幸君降壇〕

○議長（中島清晴君） 他に討論はありませんか。

〔2番 沖 和哉君登壇〕

◆2番（沖和哉君） 青凜会の沖和哉でございます。会派を代表しまして、反対の討論をさせていただきます。

本発議第15号松阪市市民参加条例の制定についてでございますが、この市民参加条例は、これまでに2度否決されましたまちづくり基本条例と理念、また根幹が同じとされています。ですが、議会で争点となりました市民の定義、住民投票の規定など重要な要素を省き、あえてぼかした構成をとっていることから、逆に不明瞭な条例案となっております。第1条では、住民自治を基調としつつも多様な声が生かされる松阪市の自治を確保するとなっておりますが、対象となる市民の定義がなされておらず、ぼかされていることから、市民参加を規定する条例にもかかわらず、主体が定まっていけないのでは、この条例の存在意義が見えません。また、3条では、執行機関の政策過程において、できるだけ早い段階から市民に説明するその機会を確保されなければならないとの義務づけもありますが、時期やプロセス、手法などがあいまいで、目的が見えません。また、執行部に提案前の協議等はなく、今後丸投げされるおそれも感じております。6条の市民参加の機会の確保においても、同様でございます。総じて、何のため、誰のためといった本来の目的、そしてそのためのプロセスや根拠が見えない。つまり、これは条例をつくるということがゴールとなっているからではないでしょうか。本当に条例がなくては市民参加はできないのか、現行の地方自治法等で住民参画の保障がなされており、既に権利は確保されております。つまり、法律や条例の有無にかかわらず、思いを持った市民の方々は既にNPOや市民団体として積極的にまちづくりの活動に参加なさっているわけです。であるならば、本条例案は必要ないと考えております。

以上のことから、反対の討論とさせていただきます。

〔2番 沖 和哉君降壇〕

○議長（中島清晴君） 他に討論はありませんか。

〔1番 深田 龍君登壇〕

◆1番（深田龍君） 発議第15号松阪市市民参加条例の制定について賛成討論をいたします。

少子高齢化、また人口が減っていく社会、こういった社会背景に伴う行政ニーズの多様化、これから続く厳しい財政状況、またNPO活動や市民活動の広がり等、近年の自治体をめぐる状況は変化していると言えます。こうした状況を背景として、個々の市民、事業者、NPO等、地域社会への市民の参加、また市民と行政の協働による地域経営、すなわち、できるところはできるところでやるという、そういった転換を図るために、制度から推進するものとして市民参加条例に制定に賛成したいと思います。

地域特性や地域ニーズを的確に把握して、限られた行財政資源を有効に活用して、地域の特性を生かした施策を展開する自立的なシステムを構築し、そうしていくことが求められ、そのためには施策づくりをするための市民参加を推進していくことが重要だと考えます。多様な市民が参加し、市民と行政が協働していく、そういったことがどんな未来の松阪市を選択するかということにかかわってきます。

よりよいまちづくりをするために、皆様何とぞこの市民参加条例の制定について御賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔1番 深田 龍君降壇〕

○議長（中島清晴君） 他に討論はありませんか。

〔3番 松岡恒雄君登壇〕

◆3番（松岡恒雄君） 発議第15号松阪市市民参加条例の制定について、公明党を代表いたしまして、反対の討論をいたします。

本発議は、10月18日に否決されました市長提案として議会に提出のあった市民まちづくり基本条例の根幹をなす市民参加に関する条例案を3名の議員の方々から捉え直し、成立したいと、特に基本となる部分を市民参加条例として新たに作成したものとされております。

過去2度にわたって市長提案によるところの松阪市市民まちづくり基本条例は否決をされました。公明党といたしましては、過去2回とも賛成してまいりました経緯がございます。平成24年2月の定例会でも賛成の討論をさせていただきましたが、松阪市市民まちづくり基本条例は、今後の松阪市のまちづくりを考えていく上で大きな根幹をなすもので、軌道に乗りつつある住民協議会にふさわしい市民主権の自治の実現を図り、市民主役のまちづくりを推進し、市民と議会と行政によって参画と協働によるまちづくりを進めるための権利を担保するもの。そして、首長がかわっても市の自治の水準を一定に保つためにも必要であるとの考えから賛成をしてまいりました。

このような経緯もあることから、発議第15号松阪市市民参加条例の制定については、まず初めに、情報共有と参加と協働の3原則を踏まえたパブリックコメントの実施等の市民の意見を十分反映した確認が不十分であること。2点目といたしましては、執行部を初め、行政とのすり合わせができておらず、行政の方々の意思が不明確であること。3点目といたしまして、10月18日に否決されたこの時期の発議としては拙速であり、発議以外での条例制定に向けた議論がまだまだ必要であること。4点目といたしましては、議会制民主主義を補完する住民投票が削除されていること。以上の4点の理由から反対せざるを得ない状況であり、本発議に対する反対討論といたします。

以上でございます。

〔3番 松岡恒雄君降壇〕

○議長（中島清晴君） 他に討論はありませんか。

〔6番 中瀬古初美君登壇〕

◆6番（中瀬古初美君） 発議第15号松阪市市民参加条例の制定について、あかつき会を代表いたしまして反対討論をさせていただきます。

この発議に関しましては、執行部のほうから提出されました市民まちづくり基本条例を基本といたしまして提出されてきた発議ではありますが、今回このように議員のほうから提出されたということで、反対理由として大きく3点ございます。

まず1点目といたしまして、市民参加条例にもかかわらず、根本となる市民の定義がなされていないという点。これは規定すべきと考えるという点でございます。

2点目といたしまして、市民参加を促す条例であるならば、より多くの市民の意見が反映された中で、条例を制定しなければ主人公不在の条例となってしまいます。パブリックコメント等、より多くの市民の声を取り入れて条例に反映させていくプロセスが重要であったのではないかと考えます。

3点目といたしまして、この条例を提出するに当たりまして、議員での議論を重ね、慎重に審議して提出すべき、そしてまた、丁寧に積み上げていく作業なども必要であったのではないのでしょうか。また、行政との調整も必要であったかと思われま。このようなことから、拙速であったと言わざるを得ないという点でございます。

以上、3点の理由から、反対討論とさせていただきます。

〔6番 中瀬古初美君降壇〕

○議長（中島清晴君） 他に討論はありませんか。

◆13番（川口保君） 自席から失礼します。

発議第15号松阪市市民参加条例の制定について、市民民主クラブを代表して反対討論を行います。

この発議は、過去2度にわたって否決された市民まちづくり基本条例と同じ趣旨のものとして出されたもので、本会議等での質疑の中で提出者3人の意思も一致が行われていない条例案であることが判明しており、とても議会で多くの賛同を得ようとする意識が感じられません。議員という立場で条例案の提出という重たさを考えるとき、議員全体で議論し、条例案を策定することが大事なのは言うまでもありません。そのことは、長い間議論して議会基本条例を策定した経緯からも明らかです。

この条例案に市民という言葉がちりばめられていますが、市民の定義が示されていません。市民参加条例でありながら、どの範囲の市民を指すのか、明らかではありません。

また、条例案は市民が市政に参加する権利を保障するものでありますが、特にこの条例がなくても市民はそれぞれの立場で市政に参加できているもので、特に条例により保障する必要はありません。

この条例案策定の過程の中で、行政との協議がなされておられません。もし仮にこの条例案が成立したとしても、運営していくのは行政であり、市民の定義がない中で行政が対応できるかは疑問です。

以上の理由をもって本発議に反対いたします。反対討論といたします。

○議長（中島清晴君） 他に討論はありませんか。

〔22番 久松倫生君登壇〕

◆22番（久松倫生君） 本条例案に対し反対の討論をいたします。

発議の中で、2つの角度にだけ絞って申し上げたいと思います。

1つは、理念だけで条例化できるのかどうかという問題であります。一致できない内容をほかににおいてということで提案されたものでありますけれども、私どもは、前議会で市長提案に賛成した立場でいえば、市民を広く規定することの意味、あるいは住民投票を制定してこそ基本条例となると考えていたからでございます。理念条例ということであれば、そして議会でコンセンサスを得るんだというなら、ある意味でそれに限るべきでありまして、例えば、審議会の委員を原則公募などという規定は市長提案でも全くなかった条項であります。本提案で初めて出てきたものと理解します。市民参加という言い方で、非常に耳ざわりよく先進例のように見えても、一方では専門的知見を後回しにする、物事によっては非常に無責任な内容につながる危険性もあり、こうした条項は修正などはとても不可能と思わざるを得ません。

2つ目には、条例提案ということについて申し上げたいと思います。議案あるいは修正案でもそうありますけれども、提案するということの意義、責任についてであります。不十分なら修正や継続もあり得るかのような発言がしばしばあるようありますけれども、これは私は条例提案としておかしいと、はっきり思います。条例提案、修正提案は、最善のものとして出されるべきものではないでしょうか。そのための議論や研究がそれぞれあって出されるべきだと考えます。

私どもの経験から、2例申し上げます。予算修正案を出しました2010年の当初予算であります。それは人権教育推進員をなくすという課題に絞ったものであります。予算書を細部まで1冊分の検討を加え、その際は賛成12人の少数否決ではありましたが、翌年度この制度はなくなりました。修正提案が正しかったことが証明されました。さきの9月議会で基本条例に議会の役割を書き込む修正案を出しました。提案を否決なされた皆さんからも、この部分では賛同するという討論があったことを記憶いたします。この際も一致できる内容の最小限の提案といたしました。議案提案というのは、そうした責任あるものだと私どもは認識しております。一言でいえば、議案提案と議案に賛同するということは、責任が違います。提案する以上は、誰かに賛同したというものではない、このように認識します。この点もぜひ提案者におかれては心していただきたいことを述べて、本条例案の反対討論といたします。

また、つけ加えるならば、この条例を否決したから松阪市議会が市民参加のまちづくりに背を向けるといった

言い方は、これは提案者の主観である、このように受けとめて、改めて反対の意見とさせていただきます。

〔22番 久松倫生君降壇〕

○議長（中島清晴君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君） これにて討論を終わります。

これより採決を行います。発議第15号松阪市市民参加条例の制定についてに対する委員長の報告は否決であります。採決は可とするほうを諮る原則により、お諮りいたします。発議第15号松阪市市民参加条例の制定についてを原案どおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（中島清晴君） ありがとうございます。挙手少数であります。よって、発議第15号松阪市市民参加条例の制定については否決されました。

次に、発議第16号について議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君） ないようですので、これにて議員間討議は終わります。

これより討論を行います。発議第16号について討論はありませんか。

〔5番 植松泰之君登壇〕

◆5番（植松泰之君） 発議第16号松阪市住民協議会条例の制定について、真政クラブを代表し反対の討論をいたします。

住民協議会は、住民の方々のまちづくりにおいて大変重要な位置づけにあることは周知のとおりであります。その住民協議会を規定した本条例案には大変大きな錯誤があり、看過することができず、本条例案の制定に反対の表明をするものであります。

それは、住民協議会と市が補完関係にあるとする点です。住民協議会は決して市政を補っているのではなく、自主・自立しており、おのずとその役割自体が違っております。当然ながら、住民の方々が市政に市民参加するために住民協議会が存在するのでもありません。住民協議会は市によって補完されているなどとする認識は根本的に間違っていると言わざるを得ません。現在施行されている住民協議会規則では、市長は一定の要件を満たした団体を地域におけるまちづくりの主たる担い手として認め、認めるからこそ住民協議会として認定するのであって、本条例案のように住民協議会を単なる市の下請団体として市政に組み込んだ一団体と認定するのは意味が違います。本条例案は、住民協議会に対する認識において、重大な錯誤を犯しているのであります。

また、本条例案は、地方自治法第112条の規定にも抵触するものであるということも指摘しておかなければなりません。つまり、議員による議案提出権に係るもので、予算執行が伴うものについては、議員による議案提出はできないものとなっております。しかし、本条例案には団体に対する財源の確保を規定した内容が含まれております。運用上、例外として首長、市執行部との調整が行われたものに関しては認められることもあると解することもできる規定ではありますが、その調整すら行われておりません。

さらに申し上げるのなら、だからこそ、昨年12月に議会の発議による住民協議会条例の制定を求める決議書を採用し、市執行部側に提出したのであって、その議会意思を無視するこのたびの提案は、議会として決して受け入れられるものではありません。

議員の皆様方におかれましては、以上申し上げました反対の趣旨にぜひとも御賛同賜りますことを切にお願い

申し上げ、反対の討論とさせていただきます。

〔5番 植松泰之君降壇〕

○議長（中島清晴君） 他に討論はありませんか。

〔17番 海住恒幸君登壇〕

◆17番（海住恒幸君） 私は、発議第16号松阪市住民協議会条例の制定について、提案者の立場から賛成の討論を行いたいと思います。

決して、総務生活委員会の議論もそうだったんですけれども、私たちが意図していない事柄についてのレッテルを張るような表現でこの条例案の趣旨というのを否定されるような議論が行われております。例えば、住民協議会は市の下請であるとか、そのような表現は全く使った覚えはございませんし、まちづくりを自主的に行っていく主体であるからこそ、第3条の規定として住民協議会としての関係をしているわけです。住民協議会がこの地域における身近な地域課題を図っていく主体であるということは、表現はしなかったにしても、そのことでこれを松阪市の下請などと捉えたつもりは毛頭ございません。

そして、その根拠として、補完という表現についていろいろと言われてしまうわけなんですけれども、住民協議会が単独ではなし得ない、どうしても財源であるとか、専門的知見であるとか技術、そのあたりに関しては、行政からの必要な支援を受けずして、なかなか自立して成り立ち得ない部分がある。その部分について、市は住民協議会を補完していく、そのような役割を担うことを重要視しているわけでございます。そういった点で、先ほどの議論、大きな誤解があるというふうに捉えております。

そして、住民協議会の位置づけを条例で定めてほしいという市民の声は極めて大きなものがある。これは、この条例案に反対される立場の側の方にも一致する点であるというふうに思っております。したがって、去年の12月に住民協議会の活動に関する条例の制定を求める決議というものが松阪市議会においてなされている。ここにもこう書いてあります。住民協議会の法的な位置づけは十分であるとは言えず、よって、議会の議決により制定する条例をもって協議会を位置づけることが妥当である。したがって、私は総務生活委員会の中でも申してきたはずでございます。補完という言葉がだめであれば、より適正な言葉に修正を図っていただければいいじゃないですか。委員会というのは、修正案を出すこともできるわけです。議案として提出することは、先ほど別の議案に対する反対討論の中にもありましたけれども、そこから公の場で議論が始まるということなんです。この議案をもとに、よりベターな改善があるならば、それをみんなで議論して修正していけばいい。議会に出す前は、議案じゃないわけなんです。その点を皆さん心して理解していただきたい。議会に出すことによって、初めて公の討論の場で議論ができる。そのたたき台を提出させていただいておるわけですので、このことを細かい表現において違和感があるからと、その部分で全否定ということはないであろうというふうに考えております。

住民協議会は、住民の身近な課題を解決していく主体である、市はそれを支援していく責任を持つ、それが補完という言葉の意味でございます。そのことを明確にし、住民協議会の運営に関する必要最小限の法的関係というものをこの条例によって明らかにしたい、そのような趣旨でございます。これは住民協議会、全地区において組織化された松阪市の中において、必要な条例と考えますので、ぜひとも皆さんの御賛同をいただきたい、そのようなことをお願いして、私からの賛成討論といたします。

〔17番 海住恒幸君降壇〕

○議長（中島清晴君） 他に討論はありませんか。

◆3番（松岡恒雄君） 自席から失礼いたします。

先ほどと重複する部分があるかもしれませんが、発議第16号松阪市住民協議会条例の制定について、反対の

討論をさせていただきます。

1 点目といたしまして、市民の意見を十分に反映した確認が不十分であること。2 番目に、行政とのすり合わせができていないこと。3 番目に、拙速であること。4 番目に、住民投票や行政運営に関する部分を除いていること。

以上の4点の理由から、本発議に対する反対の討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中島清晴君） 他に討論はありませんか。

◆6 番（中瀬古初美君） 自席から失礼いたします。

発議第16号松阪市住民協議会条例の制定について、あかつき会を代表して反対討論をさせていただきます。先ほどの発議第15号と重複する点がございます。その上で、させていただきます。

まず、住民協議会を定める条例であるならば、住民協議会の意向が十分に反映されていないといけないと思いますが、そのあたりが不十分であるという点を申し上げたいと思います。住民協議会を定める条例であるならば、住民協議会にアンケートをとるなど、住民協議会の意向をお聞きし、より多くの意見が反映された中で条例を制定しなければ主人公不在の条例となってしまいます。

そして、この条例の提出に当たっては、先ほどと同じでございますが、しっかりとした議論を重ね、慎重に審議して提出すべきではなかったのかというような点では、拙速であったと言わざるを得ません。また、行政との調整も必要であったかと、そのように思います。

そのような点から、今回この発議に対しまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（中島清晴君） 他に討論はありませんか。

◆2 番（沖和哉君） 自席より失礼いたします。

青凜会を代表しまして、反対の討論をさせていただきます。

発議第16号松阪市住民協議会条例の制定についてでございますが、住民協議会条例については、既に昨年、松阪市議会において制定に向けた決議をしておりますし、市に制定を求めた決議をした以上、今回の上程はその決議を覆すものとなってしまいます。また、まちづくり基本条例の2度目の否決をした直後に再度その一部をとって上程する意義も見えません。

今回の上程は、さきの発議第15号でも市民参加条例の理念のもととするまちづくり基本条例へのどこか踏み台のような位置づけとも想定できることから、到底同意できません。本来であれば、住民協議会のあり方や今後の方向性について住民協議会の方々とともにより一層の協議を必要とするのではないかと感じております。

また、3条において、市は地域課題の解決において住民協議会に委ね補完するものとありますが、住民協議会は市の下請団体ではなく、地域の方々の総意工夫でまちづくりを進めていく自発的な団体であると考えております。

以上のことから、あくまでも条例は制定を目的とせず、目指す方向性へと進むためのツールとしての条例を考えていくべきであると思います。

以上、反対の討論とさせていただきます。

○議長（中島清晴君） 他に討論はありませんか。

◆13 番（川口保君） 自席から失礼します。



発議第16号松阪市住民協議会条例の制定について、市民民主クラブを代表して反対討論を行います。

発議第15号の討論でも述べたように、これまでの質疑の中で、提案した3人の意思の一致が行われていないことや、議会で多くの賛同を得ようとする意識が感じられないこと、また、市長や行政の役割が定められてあるにもかかわらず、行政側との協議がなされていないこと、また、既に全地域に住民協議会ができているにもかかわらず、この条例に認定条件を定めて、既存の住民協議会を審査しようとする不自然さも織り込まれていることなどから、この条例案に反対とします。

なお、この条例案に反対いたしますが、住民協議会の存在そのものに反対するものではありません。

以上、反対討論といたします。

○議長（中島清晴君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕